

## 契約の解除 宅建 H17-08-3 <<#649>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、自己所有の甲地をBに売却し、代金を受領して引渡しを終えたが、AからBに対する所有権移転登記はまだ行われていない。AB間の売買契約をBから解除できる事由があるときで、Bが死亡し、EとFが2分の1ずつ共同相続した場合、E単独ではこの契約を解除することはできず、Fと共同で行わなければならない。

【答え】 正しい

≪ポイント≫ 解除権の不可分性 【★基礎必須】

当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、その全員から又はその全員に対してのみ、することができる。（民法 544 条 1 項）